

[事案 21-41] 契約解除取消請求

- ・平成 21 年 5 月 27 日 裁定申立
- ・平成 21 年 7 月 28 日 申立不受理決定

< 事案の概要 >

平成 20 年 6 月に診査を受け医療保険に加入した。その後同年 10 月になってから、腰痛に関する告知がもれていたとして、告知義務違反による解除との通知を受けた。しかし、扱者である営業担当者には受療の事実を話しており、診査時にも医師に腰痛の受療について告知している。したがって、告知義務違反による解除は納得できないので、解除を取り消し、そのうえで「保険会社に支援をしてやる必要がなくなった」ので、既払込保険料(半年払込保険料約 62,000 円)を返還して欲しい。

< 不受理の理由 >

申立人の申立趣旨は、「既払込保険料の返金を求める」ものであり、その理由については、「解除される理由は認められない」と主張しているが、既払込保険料の返還を求めるのであれば、通常、申立契約が無効であることが前提となる。しかし、申立理由によると、「解除される理由は認められない」旨記載されており、これは契約が有効であることを主張される趣旨と理解できる。そして、契約が有効であるとの主張と解した場合には、申立契約は継続することとなり、既払込保険料が返還されることはない。

以上のように、申立書に記載されている申立の趣旨と、申立の理由の内容が同時に成り立つことはない

上記につき、当審査会から申立人に対し、文書にてあらためて確認したが、申立人から提出された書面からもその趣旨は変わらないものと思料される。

したがって、申立人の請求は、「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適当でないと認められるとき」に該当すると判断し、生命保険相談所規程第 32 条 1 項(5)により、申立てを不受理とした。